

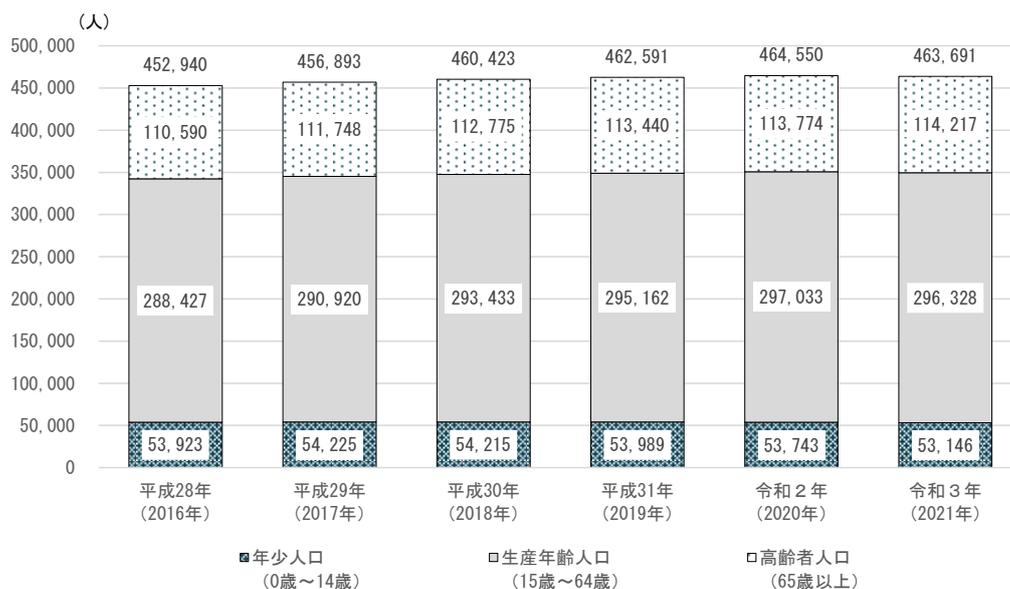
第2章 葛飾区の 男女平等推進の現状

1 少子・高齢化と世帯の変化

(1) 年齢3区分別人口の推移

葛飾区の人口は微増傾向にあり、令和3年1月1日現在 463,691 人となっています。年齢3区分別の人口構成比をみると、高齢者人口は微増する一方、生産年齢人口、年少人口は微減しています。世帯数は、令和3年1月1日現在 238,563 世帯で平成28年から 16,976 世帯増加しています。一方、世帯人員数は 1.94 人と減少傾向にあります。

図表 年齢3区分別人口の推移(葛飾区)



各年1月1日現在
資料:住民基本台帳

図表 世帯数及び世帯人員の推移(葛飾区)

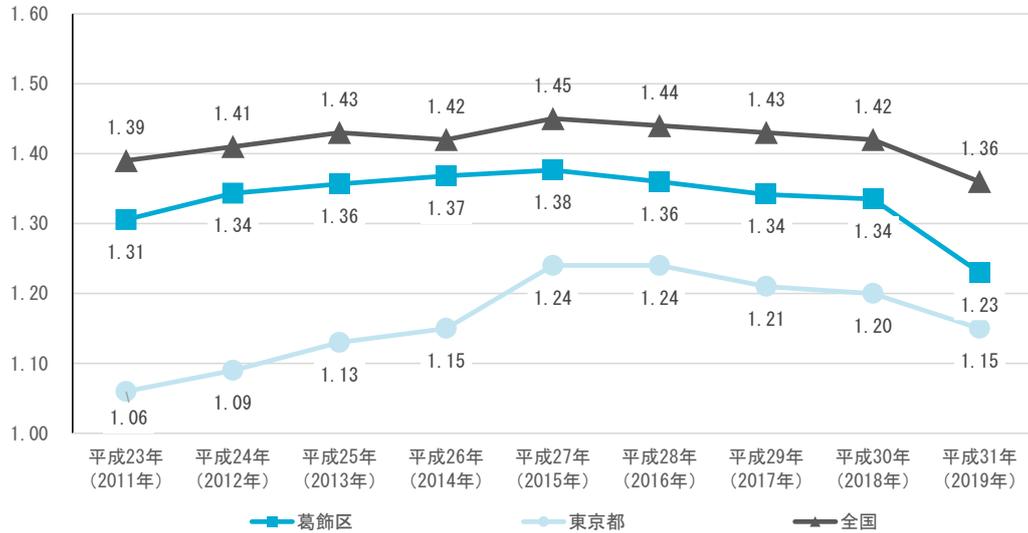


各年1月1日現在
資料:住民基本台帳

(2) 合計特殊出生率

葛飾区の合計特殊出生率は、平成23年から平成27年までは増加傾向ですが、以降は減少傾向にあり、特に平成31年は1.23と大きく減少しています。全国の1.36を下回っていますが、東京都の1.15を上回っています。

図表 合計特殊出生率の推移(葛飾区、東京都、全国)



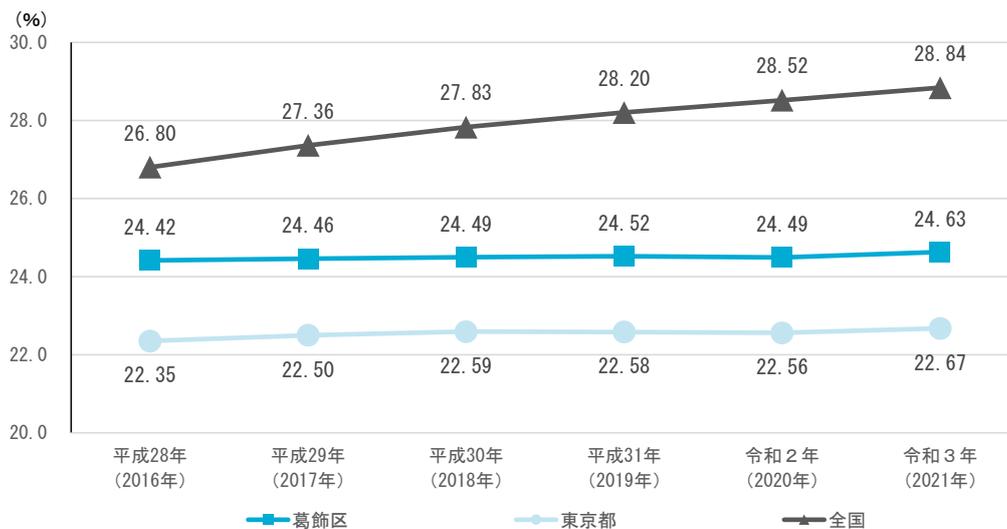
各年1月1日現在

資料: 葛飾区 東京都人口動態統計、東京都 東京都人口動態統計、国 人口動態統計

(3) 高齢化率

葛飾区の高齢化率は、全国と比較すると上昇率は緩やかな増加傾向にあり、令和3年は24.63%となっています。全国の28.84%を下回っていますが、東京都の22.67%を上回っています。

図表 高齢化率の推移(葛飾区、東京都、全国)



各年1月1日現在

資料: 葛飾区 住民基本台帳、東京都 住民基本台帳、国 人口推計

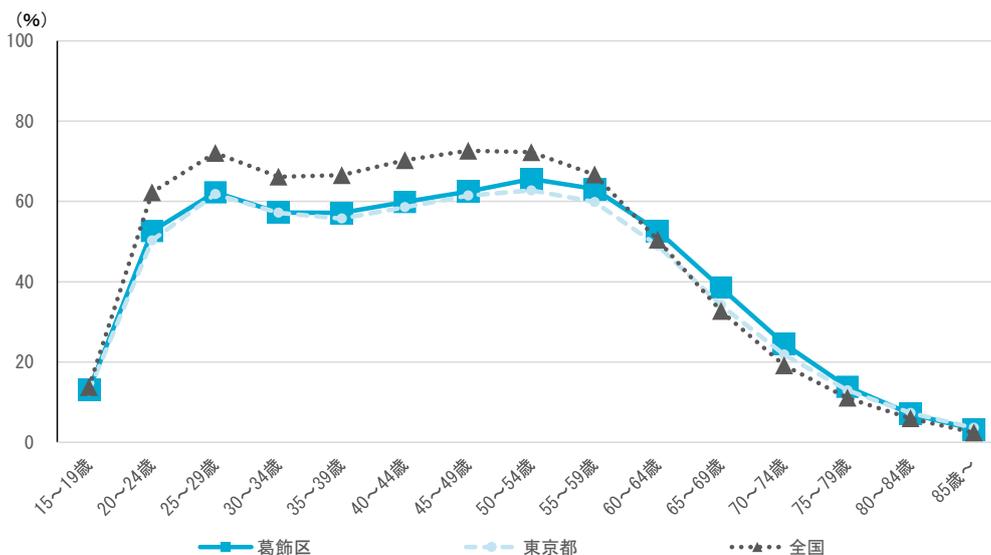
2 女性の労働と男女平等推進

(1) 女性の労働力率

葛飾区の女性の労働力率は、60歳から79歳までで東京都、全国をともに上回っています。一方、15歳から59歳までは、全国を下回っています。

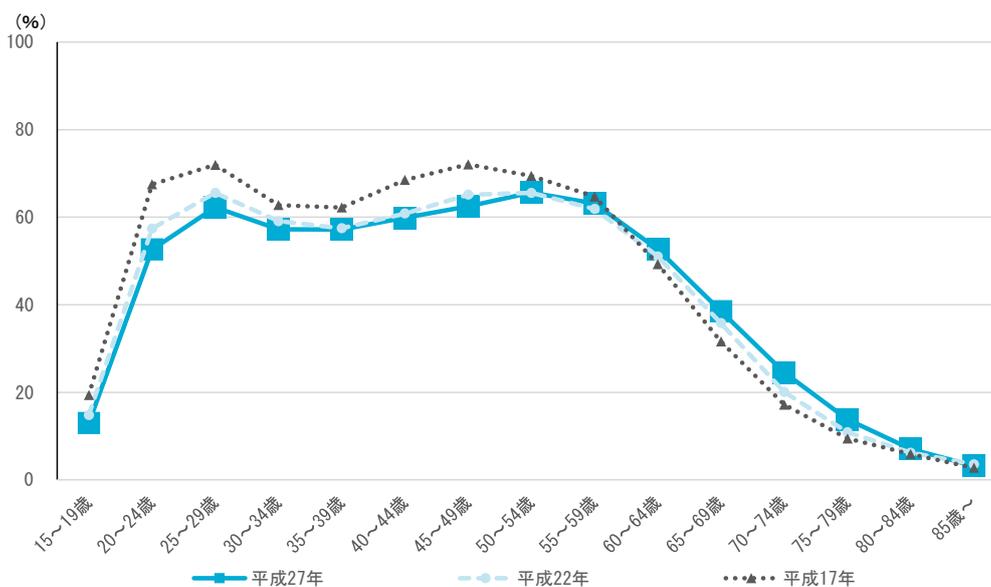
女性労働力率の推移をみると、20歳～49歳はやや下降傾向にあります。一方、60歳～84歳までの労働力率は上昇しています。

図表 女性の労働力率(葛飾区、東京都、全国)



資料:国勢調査(平成27年)

図表 女性の労働力率の推移(葛飾区)



資料:国勢調査(平成17、22、27年)

(2) 審議会・委員会等への女性の参画状況

葛飾区の審議会・委員会委員に占める女性の割合は、「地方自治法第202条の3に定める審議会※¹」は30.1%で、東京都特別区合計よりも高くなっていますが、東京都よりは低くなっています。「地方自治法第180条の5に定める委員会※²」は16.0%で、東京都、東京都特別区合計よりも低くなっています。その他審議会等は25.8%で、東京都、東京都特別区合計よりも低くなっています。

図表 審議会・委員会等の女性の参画状況（葛飾区、東京都）

(人、%)

	地方自治法（第202条の3） に定める審議会※ ¹			地方自治法（第180条の5） に定める委員会※ ²			その他審議会等		
	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)
葛飾区	674	203	30.1%	25	4	16.0%	283	73	25.8%
東京都 特別区合計	15,940	4,676	29.3%	387	79	20.4%	16,664	5,669	34.0%
東京都 市町村合計	14,417	4,151	28.8%	1,061	171	16.1%	13,087	4,894	37.4%
東京都 区市町村合計	30,357	8,827	29.1%	1,448	250	17.3%	29,751	10,563	35.5%
東京都	707	235	33.2%	91	15	16.5%	1,898	621	32.7%

※令和3年4月1日現在

※東京都については、令和2年4月1日現在

資料：東京都男女平等参画 区市町村の男女平等参画推進状況

※1：第202条の3（職務・組織・設置）

- ① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく法令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- ② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- ③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

※2：第180条の5（委員会及び委員の設置）（④～⑧は省略）

- ① 執行機関として法律の定めるところによる普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
 - 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
 - 四 監査委員
- ② 前項に掲げるものの外、執行域間として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
 - 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- ③ 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

3 配偶者等からの暴力

(1) 葛飾区のDV相談件数

葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数は、平成30年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度から増加傾向となっています。

図表 葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数

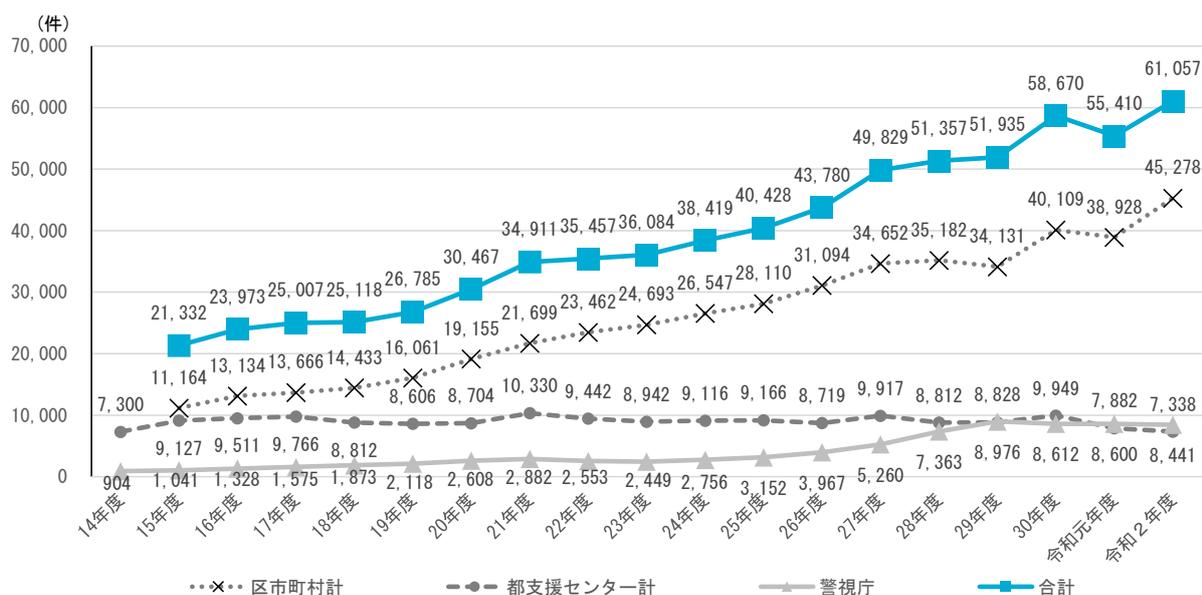
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	516件	422件	422件	498件	626件

資料：葛飾区

(2) 東京都内のDV相談件数

配偶者暴力の相談件数は、区市町村の合計は増加傾向にあり、令和2年度は45,278件となっています。都支援センターの合計と警視庁は減少しています。

図表 配偶者暴力についての相談件数の推移(東京都)



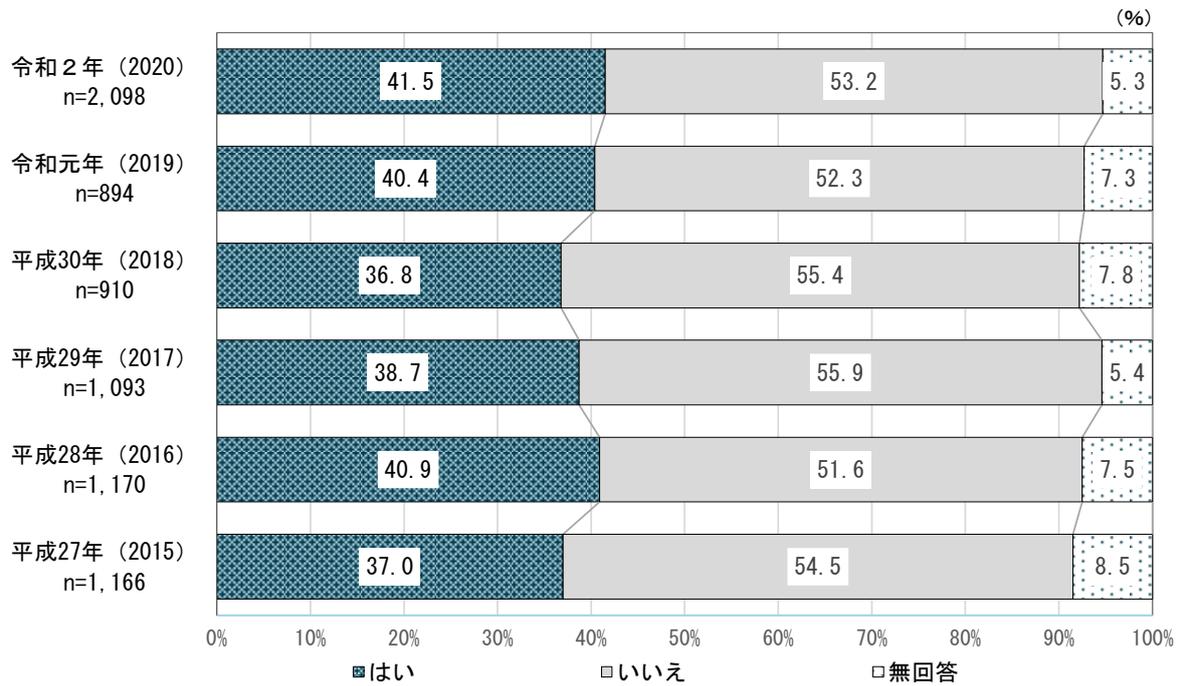
資料：東京都生活文化局調べ

4 男女平等推進を取り巻く状況

(1) 男女共同参画に対する実感

葛飾区政策・施策マーケティング調査によると、男女共同参画社会が進んでいると思う人の割合は、平成27年は37.0%でしたが、緩やかな増加傾向にあり、令和2年は41.5%となっています。一方、男女共同参画社会が進んでいると思わない人の割合は、令和2年は53.2%と平成27年の54.5%からほとんど変化が見られません。

図表 男女の共同参画が進んでいると思う割合の推移(葛飾区)



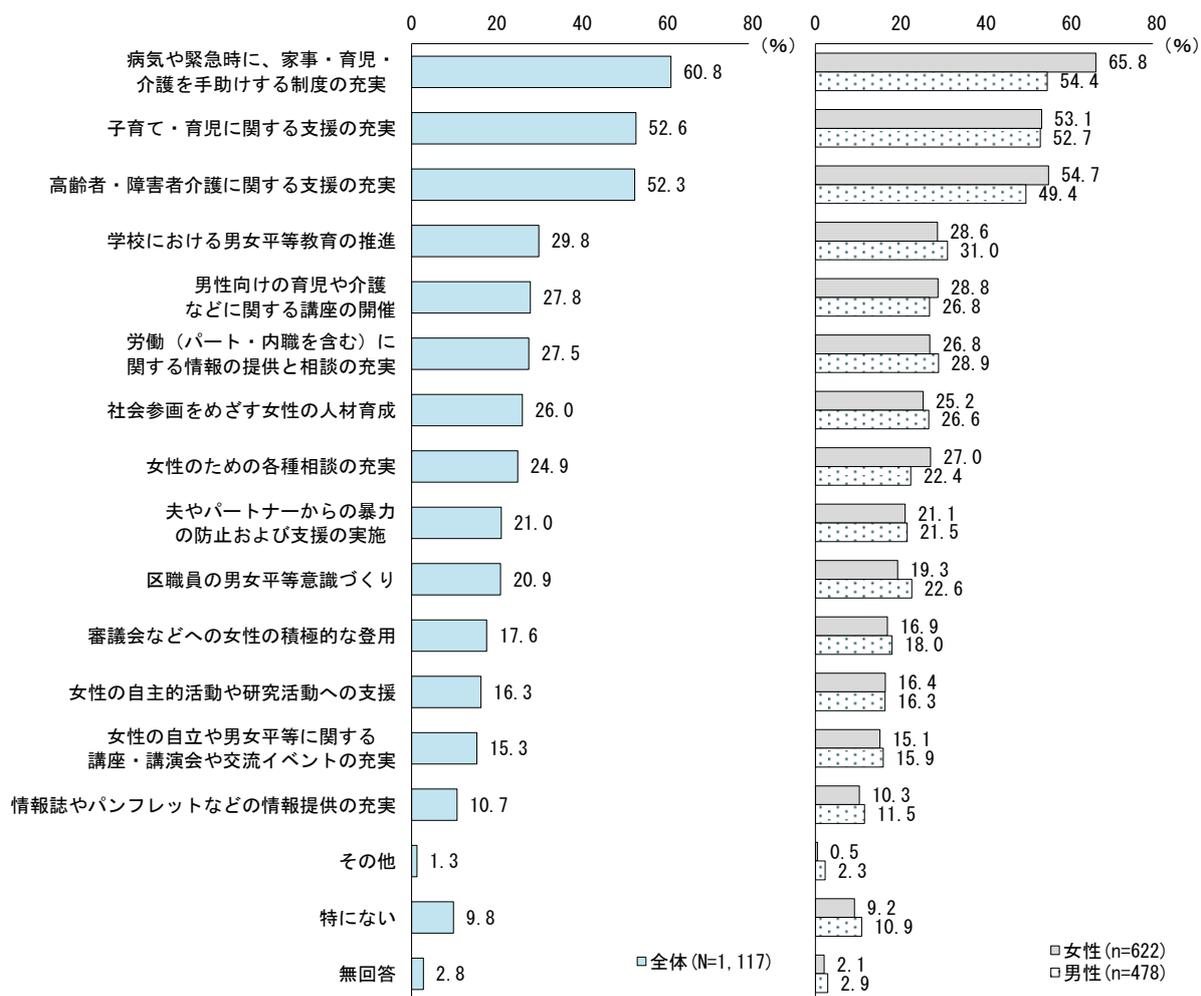
資料：葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書（平成27年から令和2年）

(2) 男女平等社会実現のために充実すべき施策

「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(以下「区民意識調査」)では、男女平等社会実現のために充実すべき施策についてたずねています。

全体では、「病気や緊急時に、家事・育児・介護を手助けする制度の充実(60.8%)」が最も多く、「子育て・育児に関する支援の充実(52.6%)」、「高齢者・障害者介護に関する支援の充実(52.3%)」が続いています。男女別にみてもこれらの項目が上位にあがっています。

図表 男女平等社会実現のために充実すべき施策(全体、性別:複数回答)



資料: 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査(令和2年)

